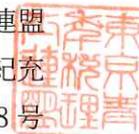




東京税理士会
会長 足達 信一 殿

令和5年6月9日
東京青年税理士連盟
会長 高橋 紀充
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番8号
代々木第10下田ビル7階
電話 03-3356-2916



申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

令和5年4月25日付（管税1-34）にて国税庁から日本税理士会連合会宛に送達された「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（依頼）」において、令和6年4月以降に申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることを検討している旨が記載されております。

当連盟は、以下の理由により收受日付印の押なつを取りやめることについて断固反対するとともに、收受日付印の押なつを当面の間継続するよう強く要望致します。

（理由）

確かにデジタル社会の実現に向けては、従来行われているあらゆる業務の取り扱いを再検討し、デジタル化に資するもので且つ納税者の利便性の向上に資するものは迅速にデジタル化を進めていくべきと考える。しかし、紙媒体での申告、提出もいまだ多く行われている現状（令和3年度における e-Tax の利用状況等は所得税申告 59.2%、相続税 23.4%）であるにも関わらず、今後の e-Tax の拡大が「見込まれる」こと、すなわち「見込み」をもって現行の收受日付印の押なつの取り扱いを取りやめることは時期尚早と言わざるを得ず、取りやめの理由として納税者の理解を到底得られるものではない。

また、実務上では、例えば「個人事業の開廃業等届出書」について、事業用の新規口座を開設する際に、金融機関から「開業事実」を証する書類として收受日付印が押なつされた控えを求められることが通例である。また、先般の持続化給付金等のいわゆる各種給付金等の申請では、「開業時期」を証する書類として收受日付印が押なつされた控えが利用されていたことは周知のとおりである。

申告書等の控えを証明書等取得サービスにより入手する方法があったとしても、上記の e-Tax 利用状況からもわかる通り、納税者がデジタル機器を不自由なく利用できる状況に至っていない現在の社会状況を鑑みれば、紙媒体で提出した控えの入手に際し、納税者に無用

な混乱を生じさせることは明らかである。

さらに、今後収受日付印の押なつを取りやめることとなった場合、行政側は納税者が紙媒体で提出した申告書等すべてについて、その「提出事実」はもちろん、「提出時期」までをも含めた一切の記録漏れを生じさせない厳格な運営が求められる。勿論、記録漏れがあってはならないことは言うまでもないが、万一、行政側の遺漏があると疑われる場合においても、提出時期のみならず、提出事実すら証する控えを持ち合わせてない納税者は、遺漏事実を立証することも困難となり、極めて弱い立場に立たされることが想定される。

以上のことから、収受日付印の押なつ取りやめについてはデジタル化に資する以前の問題であり、一定数の紙媒体が残る現状では、まずは紙媒体での申告書等の提出先を一元化して効率化を図るなど、現行の運用方法を再検証し、改善させることが先決であり（各国税局に設置されている事務センターのさらなる効率化など）、収受日付印の押なつについては、当面の間継続するよう強く要望する。

また、デジタル化を進めるという観点では、紙媒体での申告書等の提出が「段階的に」縮小できるよう、納税者のデジタル機器の利用方法や活用状況などを注視しつつ、納税者に無用な混乱を生じさせぬよう、我が国のデジタル社会の成熟度にあわせて申告書等の提出が簡便にできる仕組み（例えば現状考えられる方法として、紙の申告書等を撮影した画像データを各人のスマートフォンから添付形式で送信できる仕組みなど）を構築することが、納税者の利便性の向上に資するデジタル社会の実現に適うものであると考える。

以上